

# 家の倉庫や納屋で古い農薬や 未使用の農薬を発見した場合は…

- 1 他の容器には移し替えない。
- 2 容器内に農薬を残したままで廃棄しない。
- 3 余った農薬は、河川、用水路、下水等に廃棄しない。
- 4 余った農薬は産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
- 5 農薬を余らせないように必要量を買きましょう。



**農薬は正しく使用しましょう!!!**

問合せ先

中部総合事務所生活安全課	☎(0858)23-3117	FAX(0858)23-4803
西部総合事務所生活安全課	☎(0859)31-9321	FAX(0859)31-9333
県庁くらしの安心推進課	☎(0857)26-7247	FAX(0857)26-8171
県庁医療・保険課 薬事担当	☎(0857)26-7226	FAX(0857)26-8168